

「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」報告書

別紙2

- 1970年代より民間によりPCB処理施設の立地の取組がなされるが、実現せず。
- 国際的には、ストックホルム条約で平成40年までの処理が求められている。



- PCB廃棄物特別措置法(平成13年施行)により、国が中心となって、JESCOを活用して施設整備
- 処理期限までの処理を義務づけ(政令で平成28年と規定)

① 高圧トランス・コンデンサ等



高圧トランス



高圧コンデンサ

約34万台

JESCOが5地域で処理

(北海道、東京、豊田、大阪、北九州)

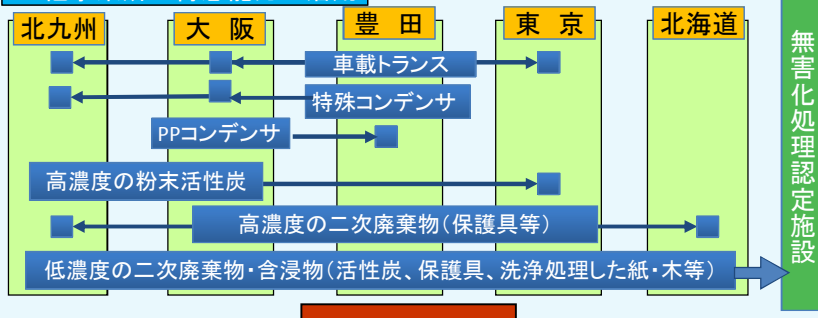
- 想定よりも遅れが生じている(28年までに7～8割の処理は完了する見込み)
- 処理施設稼働後に明らかになった課題への対応。
- 特に、PCBの揮発性が想定を上回り作業に制約が生じた。作業改善、設備の追加等により対応してきた。
- 保管を始めてから40年近く経っており、処理対象機器が老朽化しており、処理に手間がかかる。

安全性を最優先し、確実な処理を推進している

処理推進策

1. 処理施設の改造 大阪、豊田、東京、北海道

2. 他事業所の得意能力の活用



- 処理体制と処理期間について、JESCO試案を参考に、環境省・JESCOにおいて更に検討を行うとともに、関係者への説明を十分を行った上で実施することが必要。

地元地域との連携・協力

処理施設の地元地域の貢献を国全体として強く認識し支援協力

保管場所での適正な保管

- 保管場所での漏えい・紛失等の対策強化
- 未届出者の掘り起こし、使用中機器の対策

② 安定器等・汚染物



約600万個

JESCOが処理

- 北九州のみで処理が開始。
- 北海道は建設中
- 東京・豊田・大阪は、処理の見込みが立っていない。
- 汚染物には、汚泥など低濃度のものが多い。

処理推進策

- 豊田・東京・大阪事業エリアにおける処理体制の確保に具体的に取り組む。
- 北九州・北海道事業所については、自エリアの処理終了の見通しがついた時点で、全国の処理状況を踏まえ処理体制の方向性について判断。
- 低濃度のPCB汚染物については、無害化処理認定施設の処理対象に位置づけ。

- 東京・豊田・大阪地域の処理体制を確保するため、環境省と自治体の協議の場を設ける。

無害化処理認定施設の活用

- 5,000mg/kg以下のPCB廃棄物を処理対象に。
- 知事許可施設の燃焼温度要件の検討

③ 微量PCB汚染廃電気機器等



トランス・コンデンサ
約160万台

OFケーブル
1,400km

民間の認定事業者が処理

- 法施行後の平成14年度に存在が判明
- ①・②と比較すると、濃度が低く、焼却処理による体制を確保
- 平成21年度から大臣認定処理施設による処理に着手

処理推進策

- 処理施設の増強が必要
- 絶縁油のみの処理施設が多いため、筐体の処理が可能な施設の認定を増やす必要

- 処理に着手されたばかり。処理に最も時間がかかる見込み。

その他

- PCB廃棄物処理の重要性を周知
- 途上国等への支援

処理期限の検討

- 関係者が努力しPCB全体(①～③)の処理完了が見込まれる期限まで延長
- 処理に最も時間がかかるのは、③微量PCB汚染廃電気機器等
- 少なくともストックホルム条約で求められている年限(平成40年)までに処理が完了できるようにすべき。(処理期限は、これに2年程度の余裕を見込み設定する必要)